明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（五八）　三
○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律（五九）　六
○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（六〇）　二〇
○中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（六一）　二七
○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（六二）　三〇
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（六三）　三六
○令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律（六四）　三九
○共生社会の実現を推進するための認知症基本法（六五）　三九

〔政　令〕
○法人税法施行令の一部を改正する政令（二〇八）　四二
○地方法人税法施行令の一部を改正する政令（二〇九）　四五
○国税通則法施行令の一部を改正する政令（二一〇）　四五
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（二一一）　四五
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一二）　四五
○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一三）　四六
○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一四）　四六
○電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（二一五）　四六

〔省　令〕
○統計法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五四）　四七

〔告　示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**一〇）　四七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**二一）　四七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**二二）　四八

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第五八号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うことについて、関係法律の改正を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律

（法律第五九号）（内閣官房）

1　国土強靱化実施中期計画（第一一条の二関係）

(一)　政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとすることとした。

(二)　国土強靱化実施中期計画は、次に掲げる事項について定めるものとすることとした。

(1)　計画期間

(2)　計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標

(3)　国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、(2)に掲げる施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、国土強靱化実施中期計画の実施に関し必要な事項

(三)　国土強靱化基本計画に係る閣議請議、公表及び見直しの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用することとした。